



問 こども課子育て支援係 ☎ 95-9886

子育て世帯の生活を支援するために応援手当を支給します。

対

- ・2025年9月分の児童手当を市より受給している人（2025年9月に出生した児童については10月分）
- ・2025年10月1日～2026年3月31日までに出生した児童を養育する父母などのうち生計を維持する程度が高い人
- ・2025年10月1日以降に離婚（離婚調停中なども含む）により児童手当の申請をした人

支給額 児童1人あたり2万円

申請が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員で2025年9月分の児童手当受給者（2025年9月30日時点で市に住民票がある人） ・2026年1月1日以降に出生した児童を養育する父母などのうち生計を維持する程度の高い人 ・2025年10月1日以降に離婚（離婚調停中なども含む）により児童手当の申請をした人 	<p>3月31日(火)までに申請書（ホームページで入手）を郵送（必着）又は直接 ※公務員は勤務先での証明などが必要</p>
申請が不要な人	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員以外で2025年9月分の児童手当受給者（2025年9月に出生した児童については10月分） ・2025年10月1日から12月31日までに出生し、市で児童手当の手続きを行っている人 	<p>対象者には案内を送付しています。 児童手当支給口座に支給します。</p>



問 保育課保育係 ☎ 95-9887

4月1日(水)からこども誰でも通園制度を開始します。保育所などに通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童が、月10時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず保育所などを利用できる制度です。利用申請から事前面談予約、利用予約まで窓口に行かなくても、いつでも申請することができます。

実施時間 午前の部…9時～11時30分、午後の部…13時30分～16時 平日

利用上限 1回2時間30分（月に4回まで） 所 天道保育園

￥ ホームページで確認（現金又はPayPay）

定 各回7人 申 2月16日(月)よりこども誰でも通園制度総合支援システム

利用方法



STEP1 利用申請

2次元コードから申請します。2月16日(月)から随時申し込みが可能です。
※申請を受理して、認定までに2週間程度かかります。



STEP2 アカウント登録

申請から約2週間後、「誰でも通園制度総合支援システム」よりアカウント登録完了メールが送付されます。メールからパスワードリセットを行い、システムにログインしてください。

STEP3 支給認定証の交付

STEP2のアカウント登録をすることで「誰でも通園制度総合支援システム」上で支給認定証を確認することが可能になります。※利用の際、提示が必要

STEP4 事前面談予約

利用前に「誰でも通園制度総合支援システム」上で事前面談希望日を申し込みます。面談日が決定しましたら、天道保育園からメールが届きます。

STEP5 事前面談

STEP4で決定した面談日に、天道保育園にて子どもと一緒に面談を行います。

STEP6 利用予約

「誰でも通園制度総合支援システム」にて利用予約を行ってください。利用希望日の30日前から申請が可能です。